

## 『未来の「ながはま」を作文・絵画にしよう』 最優秀作品のご紹介

問総合政策課(☎65-6505)

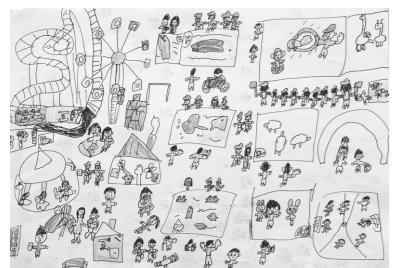
10年先を見据えた新しい総合計画を策定するため、その担い手となる市内の小中学生の皆さんを対象に、作文・絵画を募集したところ、夢と希望あふれる546点の作品を応募いただきました。

各部門の最優秀作品は次のとおりです。作文内容や展示会については、市ホームページをご覧ください。

◆作文の部 「たすけ合う長浜市」 湯田小3年 清水太陽さん

「未来の「ながはま」 こんな町になつたらいいな」 湯田小6年 宮本真子さん  
「こんなまちになつたらいいな」 びわ中2年 中川美紀さん  
「帰りたくなる街へ」 長浜北中3年 北川舞さん

◆絵画の部



「みんなくわくすてきな町」  
永原小2年 西村優亜さん



「楽しいまち、元気が出るまち、長浜」  
七尾小5年 藤田美紀さん



「伝統を受け継ぐまち」  
湖北中1年 隼瀬風花さん

記事広告



長浜市民体育館（1月～3月） 新しい年がやってきます！  
スポーツ教室受講生募集 健康のため心新たに運動で、心身ともにリフレッシュしてみませんか。

【申込み】12月18日（金）から受付開始。所定の申込書に受講料を添えて下記まで。

※電話申込みも可。ただし来館した人が優先となります。

【その他】受講料は原則としてお返しできません。

問・申 長浜市民体育館（宮司町1203）☎63-9806

★運動不足解消、筋力維持を目指そう！

教室名	対象	受講料	曜日	時間	定員	講師	内 容
はじめてのフィットネス フラダンス教室	一般	8回 5,200円	水	10時～11時30分	15人	A F A A 認定 藤本朋子氏	初心者のためのフィット ネスフラダンス。
フィットネスティーチャー (太極舞)教室		10回 7,200円	水	10時～11時30分		A D I 認定 疋田幸子氏	音楽に合わせた軽運動。 中高年の初心者大歓迎。

★美しく健康な体をつくろう！

教室名	対象	受講料	曜日	時間	定員	講師	内 容	
身体調整、疲労回復リンパ ストレッチ教室	一般	10回 7,200円	木	10時～11時	20人	フィットネス講師 森野善誠 氏  ヨガ講師 北京子 氏	リンパ循環を改善し美骨美筋を目指す軽ストレッチ。	
ピューティーヨガ教室 夜コース			水	19時45分～21時			美しく健康な身体づくり に最適なヨガ教室。	
ピューティーヨガ教室 昼コース			火	13時30分～14時45分	30人		美しく健康な身体づくり に最適なヨガ教室。	
ボディーケアヨガ教室①			月	13時30分～14時45分			体をほぐしながら補整し ていくヨガ教室。	
ボディーケアヨガ教室②			月	15時～16時15分				

★音楽に合わせて親子で楽しく運動しよう！

教室名	対象	受講料	曜日	時間	定員	講師	内 容
おやこDEあそびクス教室	2,3歳児と 保護者	8回 5,200円	金	10時～11時	15組 (30人)	A F A A 認定 藤本朋子氏	音楽に合わせて親子で楽 しく運動。

高齢者が住み慣れたところで暮らし続けることができるよう、地域全体で高齢者を支えるとともに、高齢者自身も自らの力で介護予防に努めることが大切です。そのための仕組みとして、平成27年4月に介護保険制度が改正され、要介護状態とならないよう支援するサービスを多様な方法で提供していく「介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）」が創設されました。市では、平成28年4月から総合事業を利用いただけるよう、準備を進めています。

### 総合事業の特徴

#### 利用できる人

要支援1・2の人や、生活機能の低下が確認された人など

- 市民、NPO、ボランティア、事業者など様々な人（団体）がサービスを提供できるようになります。
- 日常の掃除、洗濯などの生活支援や介護予防のサービスが多様化します。
- 積極的な社会参加で、自ら介護予防を
- 高齢者自らが、サロン等の地域活動や、生活支援サービスの担い手になるなど、社会参加をしながら、介護予防に取り組める仕組みを作ります。
- ホームヘルプとデイサービスが総合事業に移行
- 全国一律の仕組みから、市が定める基準によるサービスに変わります。
- サービスの利用手続きを簡素にします。
- 一部のサービスは、要介護・要支援認定を受けずに対応できるようになります。

今後、事業の具体的な内容をお知らせしていくます。

## 高齢者の元気アップを目指して 「介護予防・日常生活支援総合事業」

問高齢福祉介護課(☎65-7789)

### 身体障害認定基準が一部変更になります

県の身体障害認定において、肢体不自由分野での認定基準が一部変更になります。平成28年1月1日以後、窓口に申請した人

下肢や体幹などのしあわせについて、義肢や装具を装着しない状態での身体機能を総合的に審査して、等級を決定することになりました。

子ども医療費を助成しています  
小中学生の保険診療分入院費（部屋代・食事代等を除く）を助成しています。

【対象者】市内在住の小中学生（保護者も市内在住）  
【持ち物】領収書、印鑑、保護者の振込先口座を確認できるもの、健康保険証

### 福祉医療費の償還払い（払い戻し）について

福祉医療費助成対象者について、左記に当てはまる場合、支払われた医療費の払い戻し申請を受けます。

- 県外で受診されたとき、もしくは受給券を提示せずに受診し、保険診療分を自己負担した場合
- 住民税非課税世帯の人に対する医療費受給券をお持ちの65歳～74歳の人で、1か月の医療費が一定の限度額を超える場合
- 詳しく述べてお問い合わせください。
- 【対象となる場合】  
①県外で受診されたとき、もしくは受給券を提示せずに受診し、保険診療分を自己負担した場合
- ②住民税非課税世帯の人に対する医療費受給券をお持ちの65歳～74歳の人で、1か月の医療費が一定の限度額を超える場合
- ※詳しくはお問い合わせください。
- 【持ち物】領収書、印鑑、振込先口座（乳幼児・年少者の場合は保護者の口座）を確認できるもの、健康保険証、福祉医療費受給券

● 加入している社会保険等から高額療養費・附加給付金等が支給される場合は、支給決定後に決定通知を持つてお越しください。

● 申請期間は支払後5年間です。

### 受付窓口

保険医療課、北部振興局福祉生活課・各支所

### 福祉医療費についてのお知らせ

問保険医療課(☎65-6527)